

利用規約

XENITH FITNESS CLUB 堀江（以下、本クラブといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第 1 条

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社ベストロジスティクスが行います。

第 2 条

本クラブに入会及び利用できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本クラブを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第 3 条

タトゥー（刺青）のある方もご利用いただけます。ただし、すべてのお客様が快適に施設をご利用いただけるよう、タトゥーはできる限り衣類やアームカバー等で隠していただくようお願いいたします。なお、首や顔など、やむを得ず隠すことが難しい部位についてはその限りではありません。他のお客様に威圧感や不快感を与える行為、または当施設が不適切と判断した場合は、改善のお願いやご利用をお断りする場合がございます。

第 4 条

本クラブに入会及び利用する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第 5 条

会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第 6 条

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- 1.本クラブの定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。入会して1年未満の場合の除名は、別途料金を納入していただきます。)
- 2.本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき。
- 3.本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- 4.本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
- 5.入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 6.会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 7.伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 8.本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 9.その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第 7 条

会員及び利用者は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。(月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実には本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

第 8 条

- 1.会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
- 2.一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

第 9 条

会員は、各月の 10 日（10 日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10 日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第 10 条

会員は、各月の 10 日（10 日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。会員登録から 1 年未満の方の退会や電話等口頭での退会は受け付けません。10 日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。

なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第 11 条

本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として 1 週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第 12 条

本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第 13 条

1. 会員及び利用者は、自己の責任と危険負担において、他の会員及び利用者と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、会員及び利用者が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我、病気、その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員及び利用者同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。施設内での写真、動画撮影及びその公開によるトラブルについても本クラブは一切の責任を負いません。
但し、本クラブの責めに帰すべき事由があった場合は原則として 10 万円を上限に、賠償について協議させていただきます。(本クラブに故意または重大な過失があった場合は、弁護士と協議の上、法律に基づいた対応を検討いたします。)
3. 忘れ物や放置物は原則として 1 カ月間保管した後に処分させていただきます。その後の責任は本クラブは負いません。
4. 本クラブは、会員及び利用者による館内での飲酒や喫煙、危険物の持ち込み、暴力行為、威嚇行為、ストーカー行為、痴漢、覗き、勧誘行為、本クラブ従業員の業務を妨害する行為、虚偽申告による入館等、社会通念に照らし、行いが本クラブ会員及び利用者としてふさわしくないと認めたときは、入場禁止や退場を命じることができるものとします。(内容次第では法的措置を取ることもあり得ます。)
5. 会員及び利用者は、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第 14 条

合同トレーニングについて。混雑の緩和および快適なトレーニング環境維持のため、合同トレーニングは 3 名までとさせていただきます。合同トレーニングを行う際は、すべてのお客様が快適に施設をご利用いただけるよう、以下の点にご配慮ください。

1. マシンやベンチの長時間の占有はご遠慮ください。
2. 使用後は速やかに次の方へお譲りください。
3. 長時間の会話や大きな声での応援・掛け声はお控えください。
4. 通路やトレーニングエリアを塞ぐ行為はご遠慮ください。
5. 他のお客様のご利用やトレーニングの妨げとなる行為はお控えください。

混雑状況や利用状況により、スタッフよりお声がけさせていただく場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

第 15 条

本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員及び利用者が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及びホームページ等にて会員に告知するものとします。

第 16 条

法人契約に関する入会、入金、利用、退会等は、個人による一般利用契約とは異なるため、別途契約を交わします。

第 17 条

会員は下記に該当したときに会員資格を喪失します。

1. 会員が退会したとき。ただし、事前に本クラブに所定の届出を行うものとする。
2. 第 6 条なども含め、会員が除名されたとき。
3. 会員が死亡したとき。
4. 法人(株式会社ベストロジスティクス)が解散したとき。
5. 経営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき。
6. 反社会的勢力に該当または関係を有することが判明したとき。

なお、以上のことによる金銭の請求は、本クラブ及び株式会社ベストロジスティクスは一切応じられません。万が一、本クラブ及び株式会社ベストロジスティクスに法的な賠償責任が認められる客観的な事実が確認された場合は、弁護士と協議の上、法律に基づいた対応を検討いたします。

第 18 条

その他、社会通念に照らし、本クラブの円滑な運営を妨げる行為があった場合は、相応の措置を講じるものとします。その他、本クラブ及び株式会社ベストロジスティクスに対する異議の申し立てや金銭の請求に関しては、本クラブ及び株式会社ベストロジスティクスに法的な賠償責任が認められる客観的な事実が確認された場合、弁護士と協議の上、法律に基づいた対応を検討いたします。

第 19 条

本規約は2026年 7 月 1 日より施行します。